

中泊町農業委員会会議録

令和7年11月12日

中泊町農業委員会

令和 7 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 1 1 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 7 年 1 1 月 1 2 日 (水) 1 3 時 3 0 分～

2. 開催場所 委員会室 1

3. 出席委員 (1 3 人)

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	葛西 誠		
委 員	1 番	大川 勝仁	2 番	藤田 次男
	3 番	青山 邦榮	4 番	佐々木 清英
	5 番	澤田 健吾	6 番	瓜田 益子
	7 番	三上 孝	8 番	小野 美恵子
	9 番	外崎 満幸	1 0 番	松田 耕司
	1 1 番	佐藤 正樹	1 2 番	工藤 正太
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員 (2 人)

委 員	4 番	佐々木 清英	1 2 番	工藤 正太
委 員				

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 2 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 2 号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第 1 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2 1 号 中泊町農用地利用集積等促進計画 (案) について

議案第 2 2 号 非農地証明交付申請の承認について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 荒 関 真 治

総括主幹 古 川 幹 人

主 事 古 川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局
(次長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、6番瓜田委員、7番三上委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。

報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、2件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局
古川(幹)

8ページをご覧ください。

報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

10月の相続等の届出は1件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

事務局
古川(安)

10ページをご覧ください。

報告第22号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和7年10月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。10月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第22号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第19号

議長
(会長)

議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

13ページをご覧ください。議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第19号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

佐藤委員

議席11番、佐藤です。それでは報告いたします。去る11月4日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件、賃貸借設定が1件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

14ページをご覧ください。

受付番号37番は、小泊地内の田1筆、面積は8,321㎡の売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号38番は、高根地内の田1筆、面積は3,023㎡のあっせん売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号39番は、宮川地内の田2筆、面積は9,516㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作用に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上、受付番号37番から39番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第20号

議長
(会長)

次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

16ページをご覧ください。議案第20号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第1項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第20号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

佐藤委員

議席11番、佐藤です。それでは報告いたします。去る11月4日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、高根地内の3筆の田であります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

17ページから23ページをお開きください。
受付番号1番について説明いたします。本申請は追認的農地転用許可となり始末書の提出があります。譲受人は高根地内の某建設会社代表取締役で土地の所在は高根地内の3筆の田で、面積は8,460㎡、転用目的は譲受人が倉庫敷地及び資材置場として整備し使用するものです。申請地は、旧中里高等学校から北西へ430mほどの距離にあり、北側は山林、南側は墓地、東側は宅地及び森林が混在、西側は宅地となっており、周辺地域に農地はなく問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては生産性の低い農地と判断されますので、第2種農地（その他）に該当。運用通知としましては「第2の1の（1）の力」を適用しており、現在の転用許可基準と照らし合わせても許可相当と思われます。なお、本案件については、全事業面積が8,460㎡で3,000㎡越転用のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。本総会時点では農地転用許可は保留となります。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり意見決定いたします。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する本案件については意見聴取いたします。

◎議案第21号

議長
(会長)

次に、議案第21号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(安)

24ページをご覧ください。
議案第7号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に26ページをご覧ください。
今月の利用権設定(案)は、受付番号19番の新規が1件となっております。

受付番号19番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山の農地3筆、地目は田、面積は7,730㎡の使用貸借です。期間は14年で土地改良費は借主負担。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第22号

議長
(会長)

次に、議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

28ページをご覧ください。
議案第22号「非農地証明申請について」農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地等証明願の提出があったため審議を求める。令和7年11月12日提出 中泊町農業委員会会長。

本案は、農地所有者から非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので提案したものです。

受付番号6番の申請地は小泊地内の畑9筆で農業振興地域内の農用地外の農地です。申請者は小泊に住んでおり、生活環境の向上に伴い遠隔地の畑は休耕、後継者は農業を生業とした職についてはおらず、農業を継承せず農地が荒廃化にいたったことです。また、自身は高齢化のため、息子への贈与を契機に現地を調査したところ原野化を確認しました。今後、担い手もいなく農地に復元することが困難である旨の申請がありました。

令和3年の航空写真でも当時から原野化していることを確認しており、令和7年11月4日に現地確認を行いました。申請のとおり原野化していることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

議長
(会長)

ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を調査した委員より報告をお願いします。

佐藤委員

議席11番、佐藤です。去る11月4日、私と松坂委員、葛西委員、事務局職員の5名で確認いたしました。詳細については事務局説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議 長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局
(荒関)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和7年中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月12日

(松坂 龍美)

農 業 委 員 会
会 長

松坂 龍美

(瓜田 益子)

署 名 委 員

瓜田 益子

(三上 孝)

署 名 委 員

三 上 孝